

## ◎第1回定例会9月会議(9/3～9/14)が開催されました。

- 一般質問は、次の6名の議員が7件について、町長及び教育長の事務執行の状況や将来に対する方針などについて所信を質問しました。また、平成23年度決算認定については、一般会計が3年連続不認定となりました。

長岡 輝仁 議員	・ 学校管理について
黒田 勝幸 議員	・ 町長の町政運営と言動について
中村 良実 議員	・ 芸術文化の発展と保存に関する教育長の言動について
木村 俊広 議員	・ 未舗装の町道について
	・ 森港の整備について
松田 兼宗 議員	・ 町有地売り払いに関する調査特別委員会の報告書について
堀合 哲哉 議員	・ 町長の政治姿勢について

詳細につきましては、11月発行予定の議会だよりに掲載します。

■発行／北海道森町議会

■編集／森町議会広報広聴常任委員会

森町議会ホームページアドレス <http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/gikai/>

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144-1 ☎01374-2-2185 E-Mail [gikai@town.hokkaido-mori.lg.jp](mailto:gikai@town.hokkaido-mori.lg.jp)

# 平成23年度決算認定は一般会計が 3年連続不認定となりました。

平成24年9月14日

森町議会議長 野村 洋 様

決算審査特別委員会  
委員長 菊地 康 博

## 審 査 報 告 書

平成24年9月3日、第1回森町議会定例会9月会議において、本委員会に付託されました、認定議件4件を審査した結果、次のとおり議決したので報告いたします。

### 記

#### 1. 付託議件名

- 認定第1号 平成23年度 森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成23年度 森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成23年度 森町水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成23年度 森町公共下水道事業会計決算認定について

#### 2. 審査日程及び経過

- ◆9月5日 出席議員14名  
各担当課長等から決算書及び報告書をもとに、予算の執行状況について説明を受けました。
- ◆9月10日 出席議員14名  
森町一般会計の歳入及び歳出（款、9消防費まで）と森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計、森町港湾整備事業特別会計について、質疑を行いました。
- ◆9月11日 出席議員14名  
森町一般会計の歳出（款、10教育費）から森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出について、並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入及び支出について、質疑を行いました。

#### 3. 審査の結果

付託された認定第1号は、不認定すべきものと、また、認定第2号・認定第3号・認定第4号は、認定すべきものと議決されました。

#### 4. 決算審査特別委員会の審査について報告いたします。

平成24年第1回森町議会定例会9月会議において、本委員会に付託されました、認定第1号・認定第2号・認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月5日、10日、11日の3日間にわたり慎重審議のもとに審査を終了し、採決の結果、認定第1号は不認定、認定第2号・認定第3号・認定第4号は認定すべきものと議決されました。

さて、町理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。

また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とした案件の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めていただきたい。これが反故にされるようであれば決算認定に際し疑義を招き、さらに議会軽視の誹りは免れないものと思われるところであります。

なお、本特別委員会は、議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ですが、それぞれの立場で出席を願いながら、慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。以上、委員長報告を終わります。

## 討 論

9月14日の本会議において、平成23年度決算審査特別委員会の委員長報告の採決が行なわれる前に4議員から委員長報告に対して賛成の立場、反対の立場で討論が行なわれました。

### 『不認定に対しての賛成討論』

#### 【前本幸政議員】

平成21年9月議会において、同僚議員の一般質問の中で倫理法人会会員について、「森町役場が会員として法人会に入会しているのではないかと、また、会費も町から支払われているのではないかと」と質問をされた時、町長は次のように答弁をされております。

「新聞に森町役場と書かれた事に対し、倫理法人会の方に抗議を申し上げた。また、会費については自分で支払っており一切役場から支出はありません。将来的には議会の同意を得て役場で支払ってゆきたいと思っています。」と答弁をされております。

ところが、平成23年度一般会計を精査した結果、一度も議会に説明もなく、毎月3万円の法人会費を社団法人倫理研究所、北海道倫理法人会に町の公費として支払われていた事が判明致しました。この事は、議会軽視どころか、議会無視、二元代表制の存在が問われることとなります。あってはならない行為と受け止めざるを得ません。公費で支払われた会費につきましては、速やかに町に返還をしていただきたい。

また、町有地売り払いに関わる公文書紛失事件については、職員の責任を問い、自らの責任は明確にしないなど町長としての姿勢を問われるところでございます。

さて、議会の良識を守り抜くことは、町民への負託に応える事だと強く思うところであります。本特別委員会委員長の報告のとおり「不認定」となりましたので、この本会議におきましても「不認定」とする事が、この森町の今後の議会の姿勢を問われる大事な問題だと思えます。

委員長報告に対する賛成討論とさせていただきます。

### 『不認定に対しての反対討論』

#### 【宮本秀逸議員】

平成23年度一般会計につきましては予算の範囲内での執行であり認定とするものです。

決算委員会の審査の過程でも最大の論点となりました、款1、項2、目11諸費については、予算審査において議会も承認したとは言え、細目を理解できなかったことは反省しなければならず、同時に執行者側の説明不足は論をまちません。今後の改善を強く望むものです。次年度以降更に透明性の高い予算執行を求めることを意見として認定するに当たっての討論とします。ご理解をお願いいたします。

### 『不認定に対しての賛成討論』

#### 【松田兼宗議員】

本特別委員会において、平成22年4月から現在に至るまで、倫理研究所の倫理法人会への会費として月、3万円の支出があったことが判明しました。平成21年9月議会における、堀合議員の一般質問への答弁の中で、「議会の同意を得て支払いをしていく」旨の答弁をしているにもかかわらずであります。これは、町長自らの発言を半年後に議会に無断で反故にして、しかも議会の目を誤魔化しやすい総務費の諸費の中に紛れ込ませるという手法で持って支出を行ってきたものであります。

これは、議会軽視の現われでしかなく、議会との信頼関係を著しく無くするものと言わざるを得ません。

さらに、他にもこのようなものが有るのではないかと疑いを持たなければならないのかも知れません。議会と首長の信頼関係の無い緊張関係は、いたずらに対立をもたらすのみで、森町を利するものは何も無いことに気がつくべきです。公文書を失くしても何とも思わない町長、自分で決済しておきながら決済していないと言い張る町長、すべての責任は部下に押し付け責任逃れをする町長、公文書と私文書の区別さえ出来ず職権乱用する町長、議会の機能を知らず議員と議会の区別も解らない町長、法律違反が明らかなのに一切修正

しようとしないう町長、自分の間違っただけの思い込みだけで行動する町長、政権を一度もとったことも無く、取ろうはずも無い日本共産党がすべて悪いのだという町長、町民が困っているのにお金を溜め込むことしか考えない町長、そして、今、3度目の不認定を受けようとしている町長、恥ずかしくないのでしょうか、みっともないと思わないのでしょうか。このような町長を教育した倫理研究所の倫理法人会への入会を認めるわけにはいきません。この町長のような無責任で自己中で破廉恥な職員を倫理研究所の倫理法人会が、教育することを認めることは出来ないのです。以上、見識のある皆さんの賛同をお願いし、不認定とすべきだという、討論とします。

## 『不認定に対しての賛成討論』

### 【堀合哲哉議員】

私が一般質問で取り上げた福島原発事故や沖縄における米兵の少女暴行事件等の人命や人権の尊重についての町長の認識をたじたものでした。

しかし、町長からは一片の心の痛みさえないとする発言を繰り返しました。当委員会においても民間会社ならば社長の指示に従わなかったらすぐ解雇できると何度も繰り返し、職員への恫喝を続けました。更に町長名で議会の暴走と題して根拠のないことを並べたて職員を誹謗中傷する始末です。今、私が話したのはこの間の町長発言のごく一部であります。社会生活において人として守るべき道を探求すると標榜している町長のとるべき言動でしょうか。あなたが倫理法人会の一員ということですからあなたの姿を通して見ると人として守るべき道を探求するのではなく、人としての道はずれることを主目的とした団体に見えてくるのは決して私だけではないと思います。

あなたは、文部科学省所管の公益法人だからどんな法に触れても問題はないと主張されたいようですが、それは違います。社団法人倫理研究所の理論考え方を国が認め推進する意味ではありません。これをもとに町長の職務権限として朝礼において「職場の教養」を押し付けるのは職務権限の乱用であります。

ましてや日本国憲法第19条思想良心の自由をおかし、まったくの違法であると申し上げておきます、ですから公費支出はもつてのほかであります。「議会の暴走」の中に町有地売り払い問題については、町長に無断で売り払ってしまったと述べているが、町長自身が売り払い決定書にサインしているのではありませんか。昨年の公文書紛失は、この書類そのものであり、利害関係を見るとあなたに一番の疑惑が残ったままであります。

本会議においての真実にもとづかない言動は厳に慎むべきであります。

さらに私と公党である日本共産党に対して、建造物不法侵入ということを繰り返しました。しかし、私自身誰もいない役場に無断で出入りした事実はありませんし、だいいち公共の建物は町民誰もが自由に出入りできる建物であり、あなたの個人的所有物ではないことも申し上げておきます。

このような事実無根のこをつくりあげて誹謗中傷する町長こそが倫理観も常識もない人といえます。結局あなたのいう倫理というのはうそをついてもよい、他人を誹謗中傷をしてもよい、社会のルールも議会のルールも無視してよい、目的を達成する時はどんな卑劣な手段を使ってもよい、自己の責任を他人になすりつけてもよい、我が身だけを守れということなのではないでしょうか、これが町長の倫理観なのでしょう。

このような倫理観を公務員である職員におしつけることは民主主義を否定する言語道断の行為であることを重ねて強調します。

町民の福祉サービスを削り、職員の給与も削り貯めこんだお金が18億4千万円、地方自治法の本旨すら無視して投げ捨てて何の成果なのでしょう。

町長交際費も不明瞭、答弁もしどろもどろ、私的なことも町長の立場を利用して公費としての扱いをしているので、明らかにすることさえできないでしょう。

講演会は年間52回、町長の職務に専念すらしていない実態からして責任の放棄を続けているのではないのでしょうか。最後に議員の皆さん、この状況を認めるということは、議員、議会のもつ権限、権能を自らの手で投げ捨てる自殺行為であり、二元代表制そのものの否定でもあります。当議会は町長のための議会ではなく、町民のための議会であるという認識をあらたにすべきではありませんか。以上、述べまして討論とします。